

懲戒処分の公表について

平成26年3月31日午後9時頃から、時折利用していた飲食店に自家用の軽自動車トラックで向かい、翌4月1日午前零時45分頃まで焼酎720ミリリットル入りボトル約3分の1を飲酒し、その後、帰宅のため、乗ってきていた軽自動車トラックを自ら運転をして帰宅する途中でパトロールカーに停止を命ぜられ、同日、午前1時40分ころ酒気帯び運転の告知を受けたものです。

警察による呼気検査の結果は、1リットル中0.20mgのアルコールが検出されたものです。

この事案に対して、平成26年5月12日付けで、地方公務員法第29条に規定する職員の懲戒処分を行ったので、四街道市懲戒処分に関する公表基準に基づき公表します。

1. 処分年月日 平成26年5月12日
2. 被処分者 都市部都市整備課 主幹 52歳
3. 処分の内容 停職3か月
4. 事案の概要 飲酒運転（酒気帯び）

市長コメント

この度の市職員の飲酒運転による信用失墜行為という不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、職員に対して服務規律の遵守を徹底し、再発防止や市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

お問い合わせ先

四街道市総務部人事課

☎ 043-421-6105